平成３０年（フ）第１４号
福岡県久留米市野中町345番地３　９号
債務者　豊福　悠実（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成30年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第４号
佐賀県唐津市浜玉町横田下937番地１　アンジュ　B101
債務者　草場　衣里（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成30年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第４０号
沖縄県名護市字喜瀬208番地　ＳＩＥＳＴＡＩ　302号
債務者　佐藤　賢大
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２９年（フ）第４３号
沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶446番地
債務者　森山　　悠
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成３０年（フ）第２３号
千葉県松戸市金ケ作222番地の１　金ケ作県営住宅１棟511号
債務者　鹿内　節子
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１８１号
広島県福山市瀬戸町大字地頭分688番地１　アビタシオンドゥＡ203
債務者　宮本　裕次
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１９２号
広島県福山市春日町吉田999番地２　202、前住所広島県福山市能島１丁目13番25号
債務者　中川　義雄
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第２３５号
青森県むつ市大平町39番31号　長津貸家10号
債務者　工藤　実佳
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９８号
山口県周南市川崎３丁目２番10－２号　パルメゾンＫ－101号、前住所横浜市保土ケ谷区権太坂１丁目４番６－305号
債務者　松村　武朗
1　決定年月日時　平成30年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第１８０３号
さいたま市北区植竹町１丁目792番地３　アドニス植竹Ａ－101
債務者　染谷　眞樹
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８５４号
埼玉県川口市柳崎２丁目７番36号　コーポ柳崎102号
債務者　小川香代子
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８６８号
さいたま市大宮区櫛引町１丁目544番地２　ケーエムコーポ205号
債務者　椿谷　公成
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１４号
埼玉県新座市片山１丁目３番15号
債務者　池永　直樹
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７５４号
埼玉県草加市谷塚町960番地７　ディアレストヤツカ202号
債務者　海老澤件次
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１号
埼玉県越谷市瓦曽根１丁目16番25－１号
債務者　尾ケ井ゆかり
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第４７号
埼玉県三郷市彦成３丁目９番１－105号
債務者　楢崎　正則
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係